

4. 保育所保育指針及び保育の質の向上のためのアクションプログラムについて

(1) 保育所保育指針の告示化

平成20年3月28日、改定保育所保育指針（以下「保育指針」）が公布された。

昭和40年に制定された保育指針は、今回の改定により、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとしている。

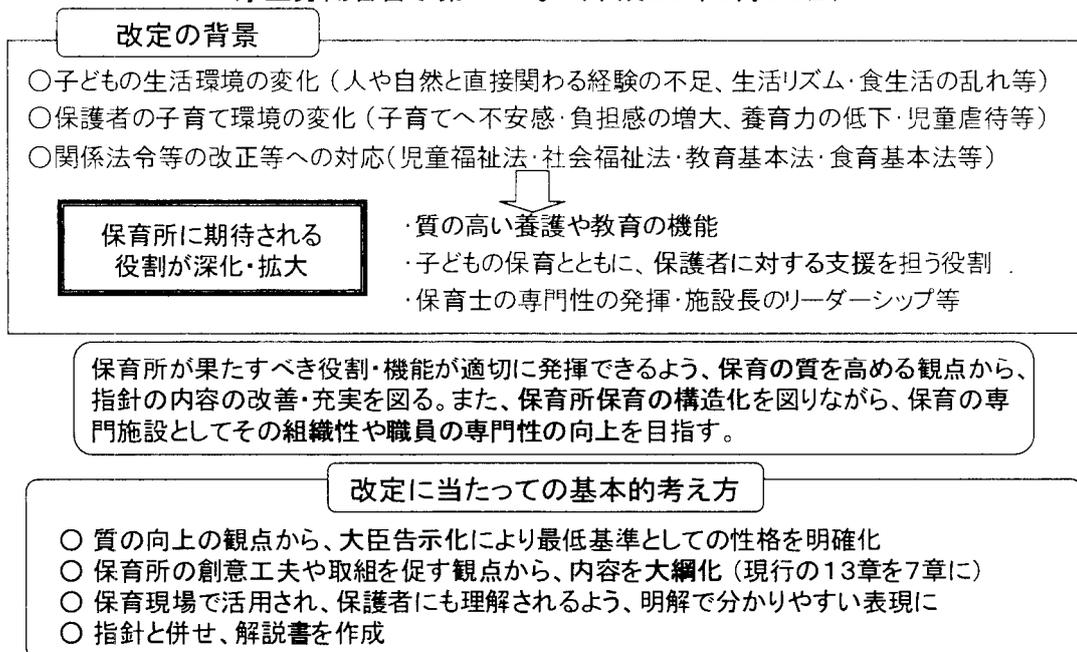
また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待される役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされ、保育指針の内容にも反映されている。

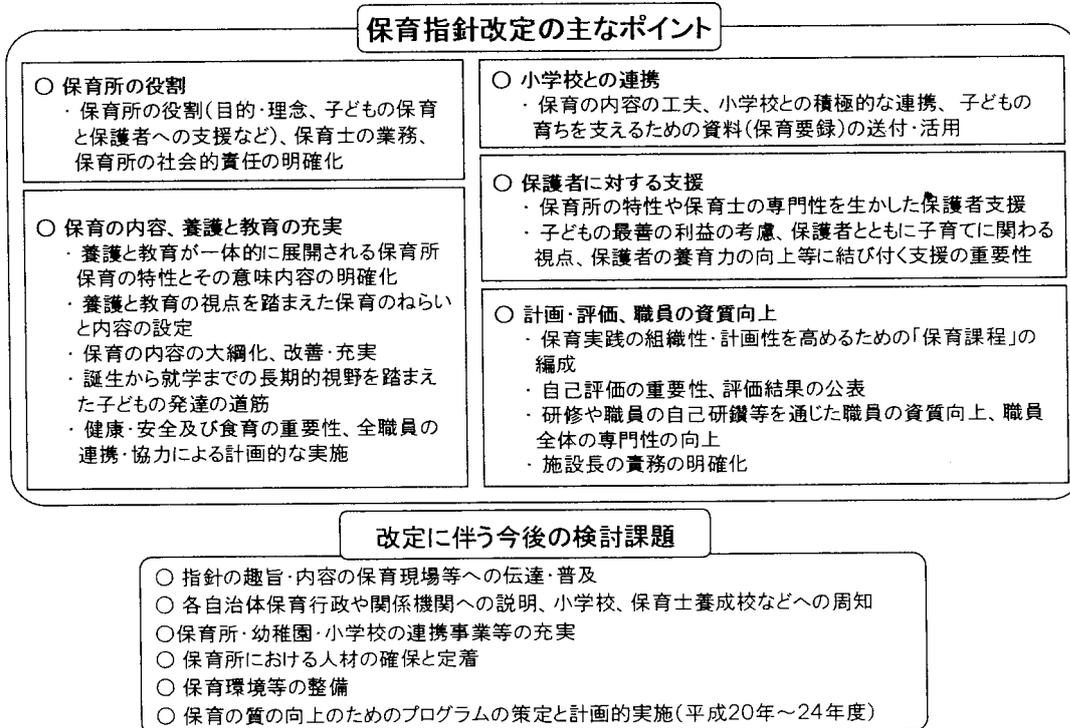
保育指針は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月に公布される。各保育所においては、これまでの保育の蓄積や地域の特性を生かしつつ、保育所の今日的役割を明確にしなが、保育指針に基づく保育を豊かに展開していくことが求められる。また、保育現場と行政との連携・協力を改めてお願いするところである。

資料6

保育所保育指針について

厚生労働省告示第141号（平成20年3月28日）





(2) 保育所保育の構造化と保育の質の向上

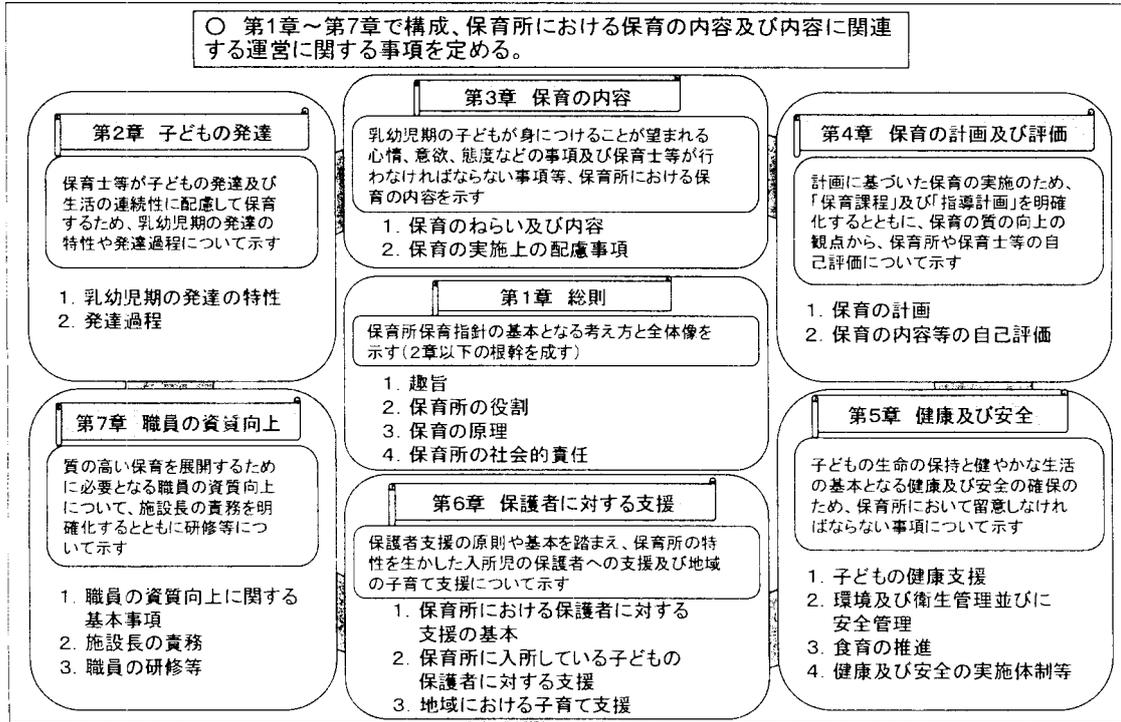
保育指針は、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、内容の大綱化を図るとともに、各保育所の創意工夫を促している。また、第1章から第7章までの各章が関連し合い、全体として一貫性をもって保育の質の向上に資する内容となっている。

特に保育所の特性を踏まえ、全職員が保育所の保育について共通認識を持ち、計画に基づく実践を振り返り、保育を自己評価することの重要性について示している。このことは、児童福祉施設最低基準に基づく保育指針－保育課程の編成－指導計画の作成－保育の記録・自己評価－計画の見直し・保育の改善、または、保育の記録に基づく保育所児童保育要録の作成といった保育の一連の流れをとらえ、見通しをもって保育に取り組むことでもある。

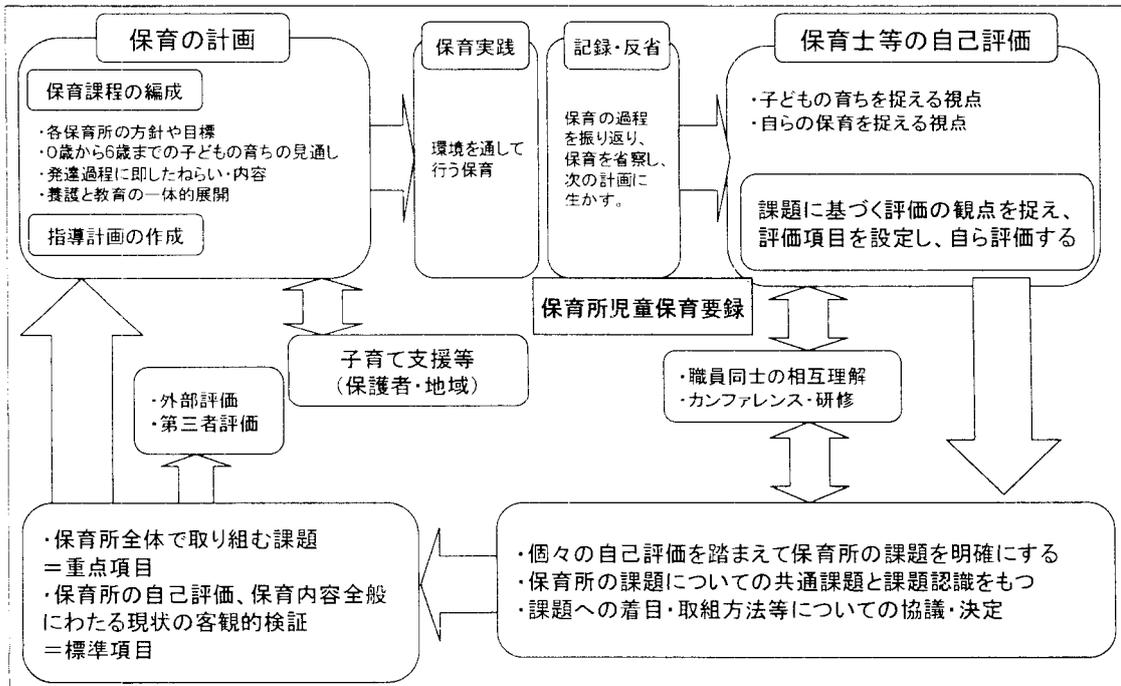
保育指針では、保育所が保育の専門機関として常に保育の質の向上を図っていくことを求めるとともに、そのことがより保護者や地域社会に伝わるように、保育指針の構造化及び保育所保育の構造化を図ることを目指している。

こうしたことを踏まえ、各地域において、保育所における質の確保とその向上について特段の配慮をお願いしたい。

改定保育所保育指針の構成



保育の質の向上に係る保育所の取組



(3) 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

厚生労働省では、保育指針の告示に伴い、保育指針に基づく現場での保育の実践を支援するため、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム(以下アクションプログラムという。)」を策定したところ。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間となっているが、国の策定する内容やその成果物(ガイドラインなど)を踏まえ、各自治体においても、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することを願いたい。

その際、地域の保育関係者と行政が協力・連携を図り、各地域の実状や課題などを踏まえて見通しをもって取り組むことが重要である。また、保育指針に沿った各保育所の取組が、保護者や地域社会との関わりや連携をもって行われることが期待される。

資料10

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定(平成20年3月告示)に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
(次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可)

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

(4) 地方公共団体が行うことが望ましいとされている事項について

各地域の実状を踏まえ、アクションプログラムに示されている事項のうち、市町村又は都道府県が行うことが望ましいとされていること(資料11)を中心に、行動計画を策

定していただきたい。その際、次世代育成支援対策推進法に基づく各地方自治体の後期「行動計画」と一体的に策定することも可能である。

各地域において、保育の「質」に関して、有識者や保育関係者の意見を聴くなどしながら、保育指針に基づく保育所の取組を積極的に支援し、保育や子育てに関わる様々な施策を充実させていくことが望まれる。

資料 1 1

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

(5) 保育所児童保育要録の様式の作成

「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」(平成20年3月28日雇児保発第0328001号)により、保育所から子どもの就学先の小学校へ送付する資料「保育所児童保育要録」の様式を各市町村で作成することとしている。

その際、課長通知の別添にある参考例、及び地域の実状を踏まえ、保育現場はじめ保育関係者と十分協議していただくことが望ましい。また、子どもの人権に配慮するとともに、保育所から小学校へ子どもの育ちを受け渡していくことの重要性を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに資する取組となることが期待される。

なお、この保育所児童保育要録については、平成22年度に小学校に入学する保育所児童について作成されるよう、準備をお願いする。

(6) 保育指針に基づく指導監査について

保育指針が児童福祉施設最低基準第35条に基づく告示となることに伴い、保育指針の遵守状態に関する指導監査を行うこととなる。

その際、他の事項に関する指導監査とは異なり、保育内容等の監査については、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程についても尊重する必要がある。保育の内容や保育の質については、保育所の説明責任とともに、行政側からの保育内容へのアプローチや現場との対話・協議が欠かせないことに留意されたい。

(7) 保育所への周知と資料などの活用について

今後、アクションプログラムに基づく国の取組とその成果物(保育所の自己評価ガイドライン等)を順次、各自治体に送付する予定である。また、先に実施された保育指針全国研修会の3日間の講義を収録したDVDを各市町村宛てに近く送付する。さらに、保育指針に基づく保育実践の様子を収録したDVDも作成しているところである。

この他にも、実践事例集や資料などを各自治体宛てに送付する予定となっているので、各保育所に周知するとともに、その理解・活用を推進していただくようお願いする。